

○農林水産省令第 号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十六号、第四条第二項及び第六項第三号、第五条第二項第三号並びに第五十一条第二項、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の規定に基づき、農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請) 第十条 (略) 2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一 引を除き、以下同じ。)) 二・三 (略) 四 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人(第五十七条の四第 二項第五号及び第五十九条第九号において単に「認定経営発展法人」という。)から権利を取得しようとする場合には、同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画(同条第三項に規定する認定発展計画をいう。第五十七条の四第二項第五号において同じ。)の写し 五〃十一 (略) (農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外) 第十五条 法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一〃六 (略) 七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。)が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合	(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請) 第十条 (略) 2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一 項第一号を除き、以下同じ。) 二・三 (略) 四 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人(第五十七条の四第 二項第六号及び第五十九条第九号において単に「認定経営発展法人」という。)から権利を取得しようとする場合には、同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項として当該権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている認定発展計画(同条第三項に規定する認定発展計画をいう。第五十七条の四第二項第六号において同じ。)の写し 五〃十一 (略) (農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外) 第十五条 法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一〃六 (略) 七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下第四十七条第六号ト及び第五十七条第六号トを除 き「電気事業者」という。)が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を

八十三 (略)
(農地を転用するための許可申請)
第三十条 (略)
(削る)

取得する場合
八十三 (略)
(農地を転用するための許可申請)
第三十条 (略)
2| 申請に係る事業が営農型太陽光発電(農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を立て、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備(以下「営農型太陽光発電設備」という。)を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。)を目的とする場合においては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電に必要な設備に係る設計図
二 営農型太陽光発電設備の下部の農地(以下「下部の農地」という。)における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農に関する計画
三 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、ロに掲げる事項を記載した書類及び当該申請前に、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の農地において試験的に栽培していた当該農作物に係る栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類)
イ 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ
ロ 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見
ハ 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績
四 営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設置者が負担することを証する書面

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。第五十七条第二号の二において同じ。)により義務付けられている行政庁との協議、周辺地域の住民に対する説明、行政庁への届出その他の手続を終えていないこと。

三～五 (略)

六 申請に係る事業が営農型太陽光発電(営農型太陽光発電設備(農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。))を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。)である場合にあつては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第三項の認定の見込みがないこと。

(削る)

五 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を都道府県知事等(法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出することを誓約する旨を記載した書面

(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)

第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。第五十七条第二号の二において同じ。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。

三～五 (略)

六 申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあつては、次に掲げるときに該当すること。

イ 下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量(以下「単収」という。)が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね二割以上減少するおそれ(当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ)があると認められる場合(法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。)

	(削る)
	(削る)
	(削る)
	(削る)
	(削る)
	(削る)
	(削る)
七	<u>申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられていること。</u>
(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)	
第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
二の二 申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議、周辺地域の住民に対する説明、行政庁への	

ロ	<u>下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。）</u>
ハ	<u>営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合</u>
ニ	<u>都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないおそれがあると認められる場合</u>
ホ	<u>営農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合</u>
ケ	<u>支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合</u>
ト	<u>申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合（申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）</u>
チ	<u>申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合</u>
(新設)	
(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由)	
第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
二の二 申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。	

届出その他の手続を終えていないこと。

三〇五 (略)

六 申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあつては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第三項の認定の見込みがないこと。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三〇五 (略)

六 申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあつては、次に掲げるときに該当すること。

イ 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね二割以上減少するおそれ(当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ)があると認められる場合(法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。)

ロ 下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合(法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。)

ハ 営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合

ニ 都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないおそれがあると認められる場合

ホ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合

ヘ 支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合

ト 申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合(申請に

(削る) 七 <u>申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられていること。</u> (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請) 第五十七条の四 (略) 二 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 <u>第三十条第一号から第四号までに掲げる書類(同条第一号の書類については、法第三条第二項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。)</u> 二～四 (略) (削る) 五・六 (略) (命令書の記載事項) 第九十九条 法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三 (略) 四 第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等<u>(法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)</u>が公表することがある旨 五 (略)	<u>係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。)</u> チ <u>申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合</u> (新設) (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請) 第五十七条の四 (略) 二 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 <u>第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる書類(同項第一号の書類については、法第三条第二項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。)</u> 二～四 (略) 五 <u>第三十条第二項各号に掲げる書類(申請に係る事業が営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。)</u> 六・七 (略) (命令書の記載事項) 第九十九条 法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三 (略) 四 第二号の履行期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に従わなかつたときは、<u>法第五十一条第三項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を都道府県知事等が公表することがある旨</u> 五 (略)
--	---

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則

（平成二十六年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

(処分等の効力)

改正後	改正前
(再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準) 第三条 法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。ただし、当該区域に含まれる農用地が法第四条第一項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に基づき、営農型太陽光発電設備(農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。)の用に供する土地である場合にあっては、イに該当することを要しない。 イ・ロ (略) 三・四 (略)	(再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の基準) 第三条 法第五条第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、当該区域の設定が次に掲げる要件に該当すること。 イ・ロ (略) 三・四 (略)

第二条 この省令の施行前にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請であつて、この省令の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可（この省令の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされたものを含む。）を受けている者が、この省令の施行後に、当該許可に係る事業と同一の事業の実施のために許可を受けようとする場合においては、当分の間、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第二号の二及び第六号、第五十七条第二号の二及び第六号並びに第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

3 第一条の規定の施行の日から起算して四箇月を経過する期間内において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第一項の基本計画（営農型太陽光発電を実施するための同条第二項第一号に規定する方針及び同項第二号に規定する区域が定められているものに限る。）が定められ、又は変更されるまでの間にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請（前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有すること

とされる場合を除き、営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。) については、改正後の農地法施行規則第三十条、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項の規定にかかわらず、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の規定により農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づき許可を受けている者が、当該許可に係る事業と同一の事業の実施のために許可を受けようとする場合においては、当分の間、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。

(農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正)

第三条 農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ中「第三十条第一項第二号」を「第三十条第二号」に改める。